

令和 3 年 6 月 11 日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

研 修 報 告 書

会 派 名	新 和 会
報 告 議 員 名	岡 本 公 秀
参 加 議 員 名	岡 本 公 秀
研 修 日	5 月 1 1 日
研 修 目 的 等	政策検討部会 オンラインセミナー 講義 4 子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展 講師 池上洋通
研修の概要	
<p>近代史における子どもの権利について 明治5年に学制がはじまり『邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す』 明治12年教学聖旨が発せられ、明治23年教育勅語が発せられた。 日清・日露戦争に勝利すると帝国主義が強化され、しかし民衆運動も芽生え、女性の権利も主張されはじめた。一平塚らいてう『青鞥』創刊 第一次世界大戦後、大正デモクラシー運動が盛んとなり1920年1月国際連盟が発足し、1924年9月児童の権利に関するジュネーブ宣言が発せられた。 大正期の子ども文化運動においては、鈴木三重吉の『赤い鳥』が創刊され当代の著名作家が多数名を連ねている。 大正12年頃から軍国主義が進み、大正14年には学校へ陸軍将校が配属される事となった。 大正デモクラシーの終わる昭和2年に岩波文庫が発刊される事となった。 昭和16年に太平洋戦争が始まり、昭和17年には学徒の勤労動員、昭和19年6月には学童疎開が開始された。 太平洋戦争の終結後、昭和22年3月には教育基本法が制定され、小学校6年、中学校3年の義務教育制が定まり、昭和22年7月には児童福祉法が制定された。 昭和26年5月に児童憲章が制定され、『すべての児童は～』ではじまる12条の憲章が定められ、本年2021年は児童憲章制定70周年となる。 昭和34年には国際連合『児童の権利に関する宣言』が発出され、昭和64年には『子どもの権利条約』が国連で採択され、翌年日本政府も批准した。子どもの権利条約は前文+第1条～第41条に亘り、対応する日本の国内法も完全ではない。</p>	

地方自治体の『子どもの権利条例』の第1号は川崎市で平成17年3月に制定された。子どもの権利保障のための総合的な条例もあるが、多くの自治体は、子育て支援が中心である。

(所感)

今回のセミナーでは、現在の各自治体における子どもの権利条例制定の現状や内容についての分析がほとんどなかったのが残念であった。子どもの権利条例制定に関する重要なポイントなども解説していただきたかった。